

平湯温泉スキー場 利用約款

本書はスキー場一般利用者向けの利用条件を定めるものです。

ご利用前に、リフト券購入者・同伴者を含むすべてのご利用者は、本約款、場内掲示、係員の指示および安全上の注意事項を遵守してください。

第1条（目的）

本約款は、平湯温泉スキー場（以下「当スキー場」といいます。）におけるリフト、ゲレンデ、レストハウス、駐車場その他当スキー場が管理する施設および提供するサービスの利用条件を定め、安全かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

当スキー場の利用者は、本約款に同意のうえ当スキー場を利用するものとします。利用者がリフト券、各種利用券、レンタル、スクール、駐車場等を利用した時点で、本約款に同意したものとみなします。

第2条（適用範囲）

本約款は、当スキー場内に入場し、または当スキー場が提供するサービスを利用するすべての者に適用されます。

本約款のほか、当スキー場が別途定める料金表、営業案内、安全基準、リフト利用上の注意、場内放送、ウェブサイト上の案内および係員の指示は、本約款の一部を構成するものとします。

第3条（営業期間・営業時間等）

当スキー場の営業期間、営業時間、運行区間、利用料金その他営業条件は、積雪、気象、視界、雪崩・落雪・倒木・設備点検・事故対応その他の事情により、予告なく変更、中断または中止されることがあります。

前項に基づく変更、中断または中止により利用者に損害または不利益が生じた場合であっても、法令上当スキー場に責任が認められる場合を除き、当スキー場は責任を負いません。

第4条（チケット等の購入および取扱い）

リフト券その他の利用券（以下「チケット等」といいます。）は、所定の方法により購入し、利用者本人のみが使用できるものとします。

利用者の都合によるチケット等の未使用、遅着、体調不良、天候の主観的評価その他これらに類する事情による料金の払戻しは、当スキー場が特に認める場合を除き行いません。

不正使用、転売、譲渡、名義貸し、改ざんまたはこれらに準ずる行為が確認された場合、当スキー場は当該チケット等を無効とし、以後の利用を拒否できるものとします。

第5条（利用者の一般的義務）

利用者は、自らの技能、体力、健康状態、装備、視界、積雪状況、混雑状況および周囲の利用者の動きを踏まえ、自己の責任において安全に行動しなければなりません。

利用者は、衝突、転倒、コース外滑走、飛び出し、停止位置その他危険を生じさせる行為を避け、前方確認、速度調整、合流時の安全確認、追越時の十分な間隔確保、転倒時の速やかな退避等、安全確保に必要な措置を講じるものとします。

ヘルメット、ゴーグル、プロテクターその他の安全装備の着用は強く推奨されます。競技、イベント、スクールまたは当スキー場が必要と定める区域・種目では、当該装備の着用を義務付けることがあります。

第6条（リフト利用）

利用者は、リフト係員の指示、乗降位置の標示、注意看板その他の利用方法に従って乗降しなければなりません。

酒気帯び、著しい体調不良、危険物携行、設備への故意の接触・揺動、座席上での不安全行為その他運行上危険と判断される場合、当スキー場は利用を断り、または途中で利用を停止させることがあります。

風雪、機械調整、停電、落雷その他やむを得ない事情により、リフトが一時停止し、または減速運行となる場合があります。

第7条（禁止行為）

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- ① 閉鎖区域、立入禁止区域、コース外、雪崩危険箇所その他当スキー場が危険と判断した区域への立入り
- ② 故意または重大な過失による衝突、接触、飛び出し、逆走、座り込み、見通しの悪い場所での停滞その他危険な滑走行為
- ③ 酒気帯び、薬物等の影響下での滑走または施設利用
- ④ リフト設備、標識、ネット、マット、圧雪車、降雪機その他設備・備品の損壊、移動または妨害
- ⑤ 当スキー場、他の利用者または近隣住民に迷惑を及ぼす騒音、暴言、暴力、嫌がらせ、無断営業、無断撮影、無断配信その他の迷惑行為
- ⑥ 火気使用、危険物持込み、無人機（ドローン等）の無断飛行
- ⑦ 法令、公序良俗または当スキー場の運営に反する行為

第8条（未成年者等の利用）

未成年者による利用は、親権者その他法定代理人の同意および監督を前提とします。

小学生以下または当スキー場が必要と認める年齢・状況の利用者については、保護者または引率者が安全確保に必要な監督責任を負うものとします。

第9条（事故、負傷および救護）

利用者が事故、負傷、体調不良その他の緊急事態を発見した場合は、速やかに近くの係員に通報し、可能な範囲で二次事故防止に協力するものとします。

当スキー場は、必要に応じてパトロール、応急手当、搬送支援、関係機関への通報等を行いますが、医療行為、救命結果、搬送時間、天候その他やむを得ない事情について結果を保証するものではありません。

競技性、自然環境および屋外活動の性質上、スキー、スノーボード、そり遊び、歩行移動その他の利用には、転倒、衝突、落下、低体温、雪崩、落雪、吹雪、樹木接触等の危険が内在することを、利用者はあらかじめ理解し了承するものとします。

第10条（免責）

当スキー場は、自然条件、雪質変化、視界不良、他の利用者の行為、利用者自身の技能不足・体調・装備不備・不注意その他当スキー場の責めに帰すことができない事由により生じた事故、けが、盗難、紛失、破損その他の損害について責任を負いません。

当スキー場が責任を負う場合であっても、当スキー場に故意または重過失がある場合を除き、賠償範囲は通常生ずべき直接かつ現実の損害に限られるものとします。ただし、法令により本条の全部または一部が無効となる場合は、その範囲で法令に従います。

第11条（利用停止・退場措置）

当スキー場は、利用者が本約款、場内規則または係員の指示に違反した場合、危険行為を行った場合、他人に迷惑を及ぼした場合、または安全管理上不適切と判断した場合、事前の通知なく利用を停止し、退場を求め、リフト券等を無効化し、以後の入場を拒否することができます。

前項の場合において、当スキー場は既に受領した料金の返還義務を負いません。

第12条（損害賠償）

利用者が故意または過失により当スキー場、他の利用者、従業員または第三者に損害を与えた場合、当該利用者はその損害を賠償する責任を負います。

レンタル品、ロッカー、施設設備、リフト設備、駐車場設備その他の備品を破損または汚損した場合も同様とします。

第13条（遺失物・保管物）

遺失物は、法令および当スキー場所定の方法により取り扱います。保管期間（概ね1か月程度）経過後は、所有権放棄があったものとして処理することがあります。

食品、飲料、衛生用品、危険物その他保管に適さないものについては、当スキー場の判断により、保管期間内であっても処分することがあります。

利用者の私物、車両、積載物、用具等について、当スキー場に故意または重過失がある場合を除き、盗難、紛失、破損その他の損害について責任を負いません。

第14条（撮影、広報利用等）

当スキー場内では、安全管理、記録、広報または防犯の目的で写真または動画を撮影する場合があります。

利用者がイベント、大会、取材、広報撮影等に参加し、または場内で撮影された肖像等が、当スキー場または提携先のウェブサイト、SNS、ポスター、パンフレットその他広報媒体に無償で使用される場合があります。ただし、法令上配慮が必要な場合はこの限りではありません。

第15条（個人情報）

当スキー場が取得した個人情報は、チケット発行、事故対応、忘れ物対応、問い合わせ対応、サービス提供、法令対応その他当スキー場の運営に必要な範囲で利用します。

第16条（規約の変更）

当スキー場は、法令改正、社会情勢、営業上の必要性、安全管理上の要請その他相当の理由がある場合、本約款を変更することがあります。

変更後の約款は、場内掲示、ウェブサイト掲載その他当スキー場が適切と認める方法で周知した時点から効力を生じます。

第17条（準拠法・合意管轄）

本約款は日本法に準拠し、本約款または当スキー場の利用に関して紛争が生じた場合は、当スキー場の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、当スキー場が別途定める施行日から適用します。

制定日： 2026年 4月 1日

施行日： 2026年 12月 1日